

九州農政局長 殿

消費・安全局長

「農薬取締法の一部を改正する法律」の施行について

「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 12 月 1 日より施行される。また、これに伴い、関係政省令が本日公布されたところである。

改正法等の趣旨及び概要は下記のとおりであり、施行後の運用及び関係者の指導に当たっては、これに留意いただくとともに、管内の県及び農薬の使用者その他の関係者に対して周知をお願いする。

なお、改正法第 2 条の施行は、平成 32 年 4 月 1 日となる。

記

第 1 改正の趣旨

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）については、これまで累次の改正が行われ、農薬の製造・販売・使用の各段階を規制する仕組みを整備することで、農薬の効果と安全性を確保し、農業生産の安定を図りつつ、国民の健康の保護及び環境の保全に努めてきたところである。

農薬の安全性を一層向上していくためには、最新の科学的知見を的確に反映させられるようにすることが極めて重要であり、また、良質かつ低廉な農薬を供給し、農業の競争力を強化していくためには、農薬に係る規制を合理化することが重要である。

こうした観点から、改正法では、農薬について、最新の科学的知見に照らして再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録審査の見直し等の措置を講ずることとしている。

なお、改正法の施行に合わせ、以下の関係政省令が施行される。

- ・ 「農薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成 30 年政令第 325 号）
- ・ 「農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成 30 年政令第 326 号。以下「整備等政令」という。）
- ・ 「農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備及び

経過措置に関する省令」（平成 30 年農林水産省令第 75 号。以下「単管省令」という。）

- ・ 「農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係省令の整備に関する省令」（平成 30 年農林水産省・環境省令第 3 号。以下「共管省令」という。）
- ・ 「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令」（平成 30 年農林水産省令第 76 号。以下「GLP 省令」という。）

第 2 再評価制度の導入

農薬は、登録時に、その効果と安全性を審査した上で登録を行っているが、人や環境に及ぼす影響（リスク）に関する評価方法は、科学の発展により追加・更新がなされていくものであり、過去に登録された農薬について、最新の科学的知見に照らして、継続的に安全性を向上させていくことが必要である。農薬の安全性の一層の向上を図るため、1 から 3 までのとおり、農薬の再評価制度を導入することとした。

1 定期的な再評価

(1) 同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う（改正法第 1 条による改正後の法（以下「新法」という。）第 8 条）。

(2) 再評価は、初めて当該有効成分を含む農薬が登録された日から、概ね 15 年後に初回の再評価を実施し、その後、概ね 15 年ごとに再評価を実施するものとする（新法第 8 条第 2 項、単管省令による改正後の農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号。以下「新規則」という。）第 13 条）。

ただし、改正法の施行日前に登録を受けている農薬と同一の有効成分を含む農薬については、施行日から概ね 18 年を経過する日までの間に実施する（改正法附則第 4 条第 1 項、単管省令第 6 条）。

(3) 農薬の登録を受けている者は、農林水産大臣が再評価の対象となる農薬の範囲、再評価に必要な試験成績を記載した書類その他の資料、その提出期限を公示したときは、その提出期限までに、当該資料を提出するとともに、手数料を納付して、再評価を受けなければならない（新法第 8 条第 1 項、第 3 項及び第 7 項並びに新規則第 12 条）。なお、公示は、試験成績の提出期限より 2 年程度前に行う予定としている。

(4) 再評価の手数料は、350,000 円とする（新法第 8 条第 7 項、整備等政令による改正後の農薬取締法施行令（昭和 46 年政令第 56 号。以下「新令」という。）第 1 条第 4 項）。

ただし、当該額の手数料を納付して再評価を受けた者が、その納付の日から再評価の期間内に同一の農薬について再評価を受けようとする場合の手数料は、129,500 円とする（新令第 1 条第 5 項）。複数の有効成分を含む農薬の場合、その有効成分ごとに公示が行われ、その都度再評価を受ける必要があるが、同一の再評価の周期中であれば、当該農薬に関する審査の一部を省略できることを踏まえ、周期中の 2

回目以降の再評価においては、当該額を納付することとなる。

(5) 再評価は、最新の科学的知見に基づいて実施する。再評価の結果として、農作物等、人畜又は水産動植物に被害を生ずるおそれがあると認められるとき等は、農林水産大臣は、登録の変更又は登録の取消しを行うことができる（新法第8条第4項及び第9条第2項）。

2 随時評価

3の情報等により、農薬の安全性に関する重要な知見が明らかとなり、農作物等、人畜又は水産動植物に被害を生ずるおそれがあると認められるとき等には、農林水産大臣は、定期的な再評価を待たず、随時評価を実施し、その結果に従って、登録の変更又は取消しを行うことができる（新法第9条第3項）。

3 安全情報のモニタリング

農薬の安全性に関する情報収集を強化するとの観点から、毎年、農薬の製造者又は輸入者に対し、以下の農薬の安全性に関する情報について、農林水産大臣への報告を求めるほか（新規則第18条）、農林水産大臣は、農薬の安全性等に関する科学的知見の収集、整理及び分析を行うように努める（新法第15条）。

[報告事項]

- ・農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報
- ・農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物に対する影響に関する研究報告
- ・外国における農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報
- ・その他の農薬の安全性に関する情報

4 その他

再評価制度の導入に伴い、再登録及び農薬の登録の有効期間は、廃止する（改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第2条第5項及び第5条）。

第3 農薬の登録審査等に関する見直し

1 審査事項等の見直し

(1) 登録事項

農薬の安全性その他の品質を確保するためには、農薬の原料である農薬原体に含まれる有効成分以外の成分（不純物）を特定し、その含有濃度を管理することが重要である。このため、農薬の登録事項として、農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度、主要な製造工程等を追加する（新法第3条第2項）。

(2) 提出すべき資料の一部の省略

良質かつ低廉な農薬の供給のため、農薬の登録申請時に、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に登録を受けている農薬（登録から15年を経過しているものに限る。以下「既登録農薬」という。）の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、当該既登録農薬の相当する資料が提出された日から15年を経過しており、かつ、当該資料が最新の科学的知見に基づく安全性等の審査を行うに足りると認めら

れる場合にあつては、毒性、農作物等への残留に関する試験成績等を省略できるものとする（新法第3条第3項及び新規則第4条）。

(3) 特定試験成績及びその信頼性を確保するための基準

農薬の登録申請時に提出すべき資料のうち、農薬原体の組成分析、物理的・化学的性状、動物体内での代謝、毒性、植物体内での代謝及び農作物等への残留、家畜の体内での代謝及び畜産物への残留、環境中での動態、水産動植物への影響等に関する試験成績については、特定試験成績として、その信頼性を確保するための基準に従って行われる試験（以下「基準適合試験」という。）によるものでなければならないものとする（新法第3条第2項、GLP省令第2条）。

なお、当該基準は、経済協力開発機構（OECD）における優良試験所基準（GLP）に準拠したものであり、試験成績の信頼性を確保するため、試験施設、その職員及び組織、試験実施の管理体制、内部調査体制及び試験データ等の保管管理について定めるものである（新法第3条第2項、GLP省令第5条から第19条まで）。

(4) 農薬の優先審査

防除に有効な農薬が確保されるよう、病虫害防除等に特に必要性が高い農薬や、他の農薬と比較して特に安全性が高い農薬については、優先的に審査を行う（新法第3条第6項及び第7条第4項）。

なお、農業資材審議会農薬分科会の決定により、都道府県から早期登録要望があるかどうか等を考慮することとされている。

(5) その他

① 公定規格については、廃止する（旧法第1条の3）。

昭和26年当時、農薬の銘柄ごとの品質の差異を少なくして全体的水準の向上を図る必要から、制度が設けられたものであったが、これまで設定されたことがなく、既に存在意義を失ったものと考えられることから、廃止するものとする。

② 登録の保留及び異議の申立てについては、廃止する（旧法第3条、第4条）。

登録申請のあった農薬について検査した結果として、農林水産大臣から農薬の品質改良等の指示を受けた場合、1ヶ月の猶予期間で改良等を行うことは困難であり、審査の実態にそぐわないこと、申請が却下された場合にも、行政不服審査法（平成5年法律第88号）に基づく審査請求等が可能であることから、廃止するものとする。

③ 旧法第3条に規定されていた登録の保留の基準は、新法においては、登録を拒否する際の基準となる。具体的な基準としては、提出書類の記載事項に虚偽の事実があるとき、特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき、薬効がないと認められるとき、農作物等への農薬の成分の残留の程度からみて当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき等としている（新法第4条第1項）。

2 既登録農薬の取扱い

施行日前に登録を受けている農薬については、施行日に新法第3条第1項又は第34条第1項の登録を受けたものとみなされる（改正法附則第3条第1項）。1（1）の新たな登録事項については、初回の再評価において、資料の提出を求め、審査を実施するこ

となる（改正法附則第5条第1項）。なお、施行日前に交付されている登録票は、新法第3条第9項の規定により交付された登録票とみなされ（改正法附則第3条第2項）、有効期限を過ぎても有効となる。

3 情報の公開等

農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農薬原体の主たる成分その他の登録を受けた農薬に関する情報を公表するように努める（新法第14条第1項）。また、製造者又は輸入者は、農薬の登録の変更、取消し又は失効があったときは、販売者及び農薬使用者に対し、その旨を周知するように努めるものとされている（新法第14条第2項）。

例えば、農薬に関する正確な情報にアクセスしやすい環境を整備するため、農薬の登録の際に審査した結果を取りまとめた審査報告書の公表等を実施する。

第4 その他の改正事項

1 農薬の販売に関する運用の見直し

(1) 販売時の表示

① 容器等への表示

農薬の製造者又は輸入者は、農薬を販売するときは、農薬の容器（容器に入れないで販売する場合にあっては、その包装）に、必要事項を表示しなければならないものとされているが、容器に直接表示することが困難な場合が生じていることから、農薬の表示の方法として、農薬の容器に表示が困難な場合、一部の表示事項について記載した文書を容器に添付することに代えることができるものとする（新法第16条、新規則第14条第1項）。

② 使用方法（総使用回数）の表示

農薬の使用方法として表示する総使用回数のカウントについて、収穫サイクルごとにカウントするのは、「多年生の植物」ではなく「複数回収穫される」農作物等とした（新規則第14条第2項）。総使用回数の基本的な考え方に変更はないが、農作物等によっては栽培体系により一年生にも多年生にもなるものがある等、「多年生の植物」とするのが必ずしも正確ではない場合があることから、表現を適正化している。

(2) 販売者の届出

近年、農薬の販売形態が多様化し、従来の実店舗における販売だけでなく、インターネット等を経由した通信販売も一般的に行われるようになってきている。インターネット販売等、販売所で直接農薬を販売しない場合には、販売者の「事務所その他これに準ずる場所」を販売所の所在地として届け出るものとする（新規則別記様式第13号）。

2 農薬の使用に関する見直し

(1) 農薬の使用に関する理解の促進

農薬使用者は、農薬の使用に当たり、普及指導員等の指導を受けるように努めるも

のとされているが、農薬の一層の適正使用を進めるため、自ら農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるものとする（新法第27条）。

(2) 農薬使用者が遵守すべき事項の再整理

共管省令による改正後の「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「新使用基準省令」という。）において、以下の事項の明確化等を行っている。

① 農薬使用者は、農薬の最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めるのみならず、使用上の注意事項等の表示事項についても遵守に努めるべきことを明確化した（新使用基準省令第2条第2項）。

② 農薬使用者がゴルフ場において農薬を使用しようとするときに提出する農薬使用計画書について、提出先は農林水産大臣とされていたが、これに環境大臣を追加する（新使用基準省令第5条第1項）。

実際の農薬使用計画書の提出に当たっては、宛名を農林水産大臣と環境大臣とした農薬使用計画書を、ゴルフ場が所在する都道府県を所管する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長。沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出することとなる。なお、農薬使用計画書の環境大臣への提出は、平成31年度以降の提出について適用する（共管省令附則第2条）。

また、農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬のゴルフ場の外への流出防止措置を講じるよう努めるものとする（新使用基準省令第5条第2項）。

③ 農薬使用者が農薬の飛散防止措置を講じるべき住宅地等について、住宅地のほか、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地が含まれることを明確化した（新使用基準省令第6条）。

④ 農薬使用者は、改正前の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令において、水田において農薬を使用するときは、同省令の別表第一に列挙された農薬の流出防止措置を講じるよう努めるものとされていたが、従来、水田において農薬を使用するときは、全ての農薬について、流出防止措置を講じるよう指導を行ってきたことから、全ての農薬について、流出防止措置を講じるよう努めなければならないものとした（新使用基準省令第7条）。

以上